

登米市公共施設照明設備LED化事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

登米市

1 業務の概要

(1) 業務名

登米市公共施設照明設備LED化事業業務委託

(2) 目的

本市では、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた2030年度の温室効果ガスの削減を目指す取組として公共施設の率先した脱炭素化に取り組むこととしている。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けた効率的・効果的な取組として、本市が所有する施設の屋内照明設備をLED照明へ更新するものであり、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO₂排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

登米市公共施設照明設備LED化事業業務委託仕様書

(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 対象施設

本市が所有する施設 33 施設

(別紙「仕様書」のとおり)

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

なお、現地での施工については、主に施設使用時間外の施工を予定している。

(6) 提案上限額

122,563,100円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

2 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、本業務を行う能力を有する単体企業又は、グループ若しくは複数の企業の共同体(以下「グループ等」という。)とする。

また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。

なお、各参加者は他のグループ等の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担うものとする。なお、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担できるものとする。

(ア) 統括役割：本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

(ウ) 機器調達役割：LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

(エ) 施工役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を担うものとする。

また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。それぞれの役割を担う企業が異なる場合には適正な契約を締結し市に報告すること。

(3) 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。また、グループ等の場合は、各構成員がア～コまで全ての要件を満たすものとし、サ～ソについては各役割を担う者が各要件を満たすものとする。なお、企画提案書提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ア 本プロポーザルへの参加を申込する書類（以下「参加申込書」という。）（様式第2号）の提出の時点において、「令和7年・令和8年度登米市競争入札参加資格者有資格者登録名簿」（以下「有資格者登録名簿」という。）の以下のいずれかに登録されていること。

なお、複数の企業でグループを構成する場合には、構成する全ての企業が以下のいずれかに登録されていること。

- ・ 建設工事 (令和7・8年度)
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務 (令和7・8年度)
- ・ 物品納入・役務提供等 (令和7・8年度)

イ 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない）。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 登米市指名停止基準（平成20年登米市告示第69号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ク 次に掲げる団体でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

ケ 参加申込書の提出時点までに納期限の到来した国税及び地方税を滞納していないこと。

コ 仕様書等の内容を熟知し業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

サ 統括役割を担う者は、経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。

シ 調査設計役割を担う者は、令和元年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において、類似事業の契約実績を有していること。

ス 施工役割を担う者は、有資格者登録名簿の電気工事に登録されている事業者で、登録等級はSランク又はAランクの登米市内に本社（店）を有している事業者であること。

セ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する事業者であること、かつ、特定建設業許可を有する事業者であること。

ソ 施工役割を担う者は建設業法第26条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

なお、施工役割を複数の企業で構成する場合は、施工役割を担う構成員はそれぞれ主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

3 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第1号）」を使用し、質問対象の引用文（章名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載することとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。

なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの受信確認を行うこと。

(2) 提出先

登米市総務部総務課財産係

メールアドレス：somu-somu@city.tome.miyagi.jp

(3) 提出期間

令和8年4月24日（金）から5月8日（金）午後5時まで

但し、受信確認は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く）

(4) 質問に対する回答

令和8年5月12日（火）に登米市ホームページに質問内容と回答を公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。

また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

応募者は、次により参加申込書及び資格確認に必要な書類を、担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(ア) 受付期間 令和8年4月24日（金）から5月13日（水）まで

受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く。）

期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(イ) 受付場所 登米市総務部総務課財産係（迫庁舎2階）

(ウ) 参加申込書及び資格確認書類

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付けA4縦ファイルに綴じたものを2部（正本1部・副本1部）提出すること。

なお、代表者又はグループ等の代表者が支店・営業所等の代表者（〇〇支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

① 参加申込書【様式第2号】

グループ等で参加の場合は、代表者名で作成すること。

② グループ構成表【様式第3号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③ 会社概要【様式第4号】

所在地、直近3か年決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

- ④ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）
- ⑤ 納税証明書（写し可）

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業所税、その他国税及び地方税の納税証明書を各1通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

- ⑥ 財務諸表（写し可）
- ⑦ 経営事項審査結果通知書

施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書（参加申込書提出日において審査基準日から2年以内かつ有効なもの）」の写しを提出すること。

- ⑧ 類似業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者は、令和元年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において類似調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。複数の実績がある場合は3件まで提出することとし、宮城県内の実績については、優先的に提出すること。

（2）参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者（代表者）に対して、参加資格審査結果通知書により、以下の方法で通知する。なお、参加資格が満たないと判断された応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して30日以内に担当窓口へ説明を求めることが出来る。

（ア）通知日 令和8年5月19日（火）

（イ）通知方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

（3）辞退

企画提案者として選定された者が以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

提出期限は、令和8年6月5日（金）正午まで（郵送の場合も正午まで必着。）とする。

5 図面データの貸与又は現地事前確認

企画提案者として選定された者で、希望する者には、図面データの貸与又は現地事前確認を実施する。

なお、現地事前確認については、本市職員立ち合いの下で実施する。

（1）図面データの貸与

希望する者には、電気図面もしくは平面図が現存する施設について令和8年5月20日（水）から6月12日（金）まで（土日除く）に登米市総務部総務課財産係にて提供又は閲覧する。

なお、同期間内に資料提供申請書（様式第6号）を提出すること。

（2）現地事前確認

図面データがない場合などにより、現地の確認を希望する者には、現地事前確認を実施する。

希望する場合は令和8年5月20日（水）から6月11日（木）まで（土日除く）に登米市総務部総務課財産係に事前確認申請書（様式第7号）を提出すること。

なお、実施期間は令和8年5月20日（水）から6月11日（木）まで（土日除く）の間に実施すること。

（3）申込先

登米市総務部総務課財産係

メールアドレス：somu-somu@city.tome.miyagi.jp

6 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に伴う作業等に必要な範囲において、市において提案書類の複製を作成する場合がある。

(1) 提出書類及び提出部数

No,	提出書類	提出部数
1	<p>企画提案書（様式第8号） 下記事業の課題を含み、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえ次の内容について作成すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施体制 構成企業（課題2含む）、業務の実施体制、製品の供給体制、類似事業の実績などを記載すること 2 設計内容に関する提案 改修箇所の計画（課題1含む）、使用器具の選定、既存設備の再利用の有無や撤去等に関する内容を記載すること 3 施工計画に関する提案 施工方法（課題1含む）、全体スケジュール、連絡体制等に関する内容を記載すること 4 製品の保証等に関する提案 製品の保証やサポート体制等について記載すること 5 その他独自提案 1から4以外にこれまでの実績や経験等を踏まえた独自提案がある場合は記載すること <p>【事業の課題】 課題1 施設の業務及び利用者に影響がないLED照明器具の設置について 課題2 市内事業者及び県内事業者の活用について</p>	<p>正本1部 電子データ（正本1部、副本1部）</p>
2	<p>エネルギー削減効果比較表（プロポーザル提案用）（様式第9-1号） ※試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第9-2号）の数値と一致させること。</p>	
3	<p>エネルギー削減効果比較表内訳書（プロポーザル提案用）（様式第9-2号）</p>	
4	<p>見積書（様式任意） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者であることを明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。</p>	

5	<p>見積額内訳書（様式任意）</p> <p>※見積書の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。</p> <p>※見積書の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない）。</p>	
	<p>【提案書類作成要領】</p> <p>①使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。</p> <p>なお、原則として本文のフォントはMS明朝12ポイントで統一すること。</p> <p>②提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに左綴じし、表紙及び目次も含めた応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを正本1部提出すること。</p> <p>なお、A4判以外の様式についてはA4判サイズに折り込むこと。</p> <p>③提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROMまたはDVD-ROM）を正本1部、副本1部提出すること（PDFファイルのページ番号と提出書類に付したページ番号を一致させること）。また、副本は、提案者名（企業名、提案者が特定される名称等含む）を空欄又は塗りつぶしすること。</p> <p>④全体で30ページ以内とすること。</p> <p>⑤記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。</p>	

(2) 提出方法

担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

(3) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午まで

※受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く。）

期日時間厳守とする。郵送の場合も提出期限の時間内に必着のこと。

(4) 提出先

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市総務部総務課財産係

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

なお、実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1) 実施予定日

令和8年6月19日（金）（予定）

(2) 実施場所

登米市役所迫庁舎

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

指定時間の10分前までに待機すること。

- イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とする。
- ウ 所要時間は、1企画提案者につき、40分以内（企画提案者からの説明は20分以内、質疑応答20分以内とする。）とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。
- エ 事前提出した企画提案書電子データ（副本）を使って説明することとし、追加資料の提出は認めない。
ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、外部ディスプレイは本市で用意する。
- カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間に含める。
- キ プレゼンテーションは非公開とする。

8 審査

(1) 審査

「登米市公共施設等のLED化事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に定める委員が、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、下記基準により審査する。

項目	評価事項	配点
事業実施体制	市内業者や県内事業者の活用に十分配慮し、構成企業の体制を構築しているかなど	15
	使用機器や労務の供給体制に十分配慮し、事業実行が可能な体制を構築しているかなど	
	類似事業における実績があるかなど	
設計内容	施設の特性や使用状況、利用者に応じた改修箇所や機器選定を行っているかなど	15
	使用機器の規格・品質・調達方法及び期間に信頼できる製品であるかなど	
	既存設備の処分方法等について、関係法令を遵守した具体的な計画がされているかなど	
施工計画	施設管理者及び利用者に支障のない施工方法となっているかなど	20
	工期短縮の検討がなされ、施設利用に支障がない工程管理となっているかなど	
	施工管理体制が通常時・緊急時ともに明確となっているかなど	
維持管理等	製品の保証（無償修理・交換）やサポート体制があるかなど	20
	事業費に対し、エネルギー削減効果が高いものであるかなど	
	その他企画提案者の独自提案など	

価格	配点×(提案のあった最低見積額/提案者の見積額) ※小数点第2位を四捨五入した数値とする。	30
合 計		100

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

評価における各審査委員の評価点の合計を、評価した審査委員数で除した平均点が最も高い企画提案者を優先交渉権者、優先交渉権者の次に平均点が高い企画提案者を次点交渉権者に選定する。ただし、評価点が60点(以下「最低合格点」という。)未満の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者となり得ない。

平均点が最も高い企画提案者又は優先交渉権者の次に平均点が高い企画提案者が複数存在した場合は、委員長を除く委員の多数決をもって決定する。なお、同数の場合は、委員長が決定する。

なお、企画提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施した上で審査を行い、最低合格点以上となる場合は、優先交渉権者として決定する。

9 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し、プロポーザル審査結果通知書により、以下の方法で通知する。

(ア) 通知日 令和8年6月24日(水)

(イ) 通知方法 郵送(電子メールにて写しを送付)

また、本市公式ホームページ上で優先交渉権者名及び評価点のみ公表する。優先交渉権者以外の評価点及び順位については公表しないが、審査結果における自らの順位・評価点については、担当窓口で問い合わせることができる。

なお、審査結果についての異議等は認めないものとするが、優先交渉権者に選定されなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して30日以内に担当窓口へ説明を求めることができる。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本市が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の金額(消費税及び地方消費税を含む額)が、「1 業務の概要(6) 提案上限額」に記載する提案上限額以上の見積額が提案された場合。
- (8) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合
(見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。)
- (9) 提出書類の提出が、本市が指定する方法以外で提出された場合
- (10) その他不誠実な行為があった場合

1.1 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

1.2 業務委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。
ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 本市と優先交渉権者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認及び現地詳細調査等の協議を行った上で、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。
なお、令和8年6月26日（金）まで協議が整わない場合、又は契約締結時までに優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約方法は、随意契約とする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。
ただし、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）第32条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。
ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第284号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本市に寄託して、契約金額の10分の3に相当する額以内の額の前払金を請求することができる。

1.3 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.4 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

1.5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
なお、市が優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の公表に必要な場合には、市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
また、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。

- (3) 企画提案書等は、登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。
- (4) 全ての提案書類は返却しない。
- (5) 提案内容は、1者1提案のみとする。
- (6) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (7) 受託者は、LED照明設置業務等において、可能な限り市内業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
- (8) 業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、本市が書面にて再委託を許可した場合はこの限りではない。
- (9) 業務の遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

16 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和8年4月24日（金）
2	質問書受付期限	令和8年5月8日（金）午後5時まで
3	質問回答期限	令和8年5月12日（火）
4	参加申込書等提出期限	令和8年5月13日（水）午後5時まで
5	資格審査結果通知	令和8年5月19日（火）
6	現地事前確認	令和8年5月20日（水）から 令和8年6月11日（木）まで
7	企画提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
8	プレゼンテーション	令和8年6月19日（金）（予定）
9	優先交渉権者の決定・公表・通知	令和8年6月24日（水）（予定）
10	優先交渉権者との詳細協議	結果通知日～令和8年6月26日（金）（予定）
11	契約締結	令和8年7月3日（金）（予定）

【問い合わせ先】（提出先）
 登米市総務部総務課財産係
 〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
 （登米市役所迫庁舎2階）
 電話：0220-22-2091
 電子メール：somu-somu@city.tome.miyagi.jp

仕 様 書

1. 目的 本市では、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた2030年度の温室効果ガスの削減を目指す取組として公共施設の率先した脱炭素化に取り組むこととしている。本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けた効率的・効果的な取組として、本市が所有する施設の屋内照明設備をLED照明へ更新するものであり、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO2排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。
2. 業務名 登米市公共施設照明設備LED化事業業務委託
3. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
なお、現地での施工については、主に施設使用時間外の施工を予定している。

4. 履行場所

No.	対象施設	住所
1	石森ふれあいセンター	宮城県登米市中田町石森字茶畑7番地
2	宝江ふれあいセンター	宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦38番地3
3	上沼ふれあいセンター	宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1
4	浅水ふれあいセンター	宮城県登米市中田町浅水字荒神堂150番地
5	及甚と源氏ポータル交流館	宮城県登米市東和町米川字軽米87番地4
6	善王寺コミュニティセンター	宮城県登米市米山町善王寺新沼田15番地
7	南方就業改善センター	宮城県登米市南方町堤田38番地
8	中田保健福祉会館	宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地
9	中田農村環境改善センター	宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地
10	米山総合保健福祉センター	宮城県登米市米山町西野字古館廻8番地
11	豊里健康管理センター	宮城県登米市豊里町土手下67番地
12	南方老人福祉センター	宮城県登米市南方町本郷大嶽37
13	石越福祉センター	宮城県登米市石越町南郷字新石沢前47番地3
14	中田老人福祉センター	宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地
15	津山老人福祉センター	宮城県登米市津山町柳津字黄牛田高畑36番地5
16	登米老人福祉センター	宮城県登米市登米町寺池金谷12番地1
17	迫老人福祉センター	宮城県登米市迫町北方字大洞45番地3
18	豊里高齢者趣味の交流館	宮城県登米市豊里町新田町50番地2
19	米山障害者地域活動支援センター（ふれあいセンター）	宮城県登米市米山町西野字四軒見通68番地1
20	中田幼稚園	宮城県登米市中田町宝江新井田字要害3番地1
21	南方幼稚園	宮城県登米市南方町山成95番地6
22	北方幼稚園	宮城県登米市迫町北方字富永109番地2
23	中田保育所	宮城県登米市中田町上沼字大柳116番地
24	上沼児童活動センター	宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1
25	中田児童館	宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目17番地3
26	登米児童館	宮城県登米市登米町寺池目子待井391番地
27	西部学校給食センター	宮城県登米市南方町新高石浦153番地
28	消防署西出張所	宮城県登米市南方町堤田38番地

29	消防署津山出張所	宮城県登米市津山町柳津字谷木 195 番地 1
30	消防署南出張所	宮城県登米市豊里町十丁田 1 番地 3
31	消防署北出張所	宮城県登米市石越町南郷字愛宕 81 番地
32	間伐材流通合理化センター	宮城県登米市津山町横山字細屋 26-1
33	農業研修生滞在施設	宮城県登米市米山町字桜岡大又 15 番地 4

※既設LED照明箇所については原則対象外とする。ただし、LED機能が著しく低下しているものについては、交換の対象とする。（耐用年数超過も含む）

5. 対象設備 各対象施設内の既存照明器具

6. 設置期限 令和9年3月31日（水）
なお、現地での施工については、主に施設使用時間外の施工を予定している。

7. 事業者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本設備の設置に係る計画、施工、施工管理
 - ①関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる既存照明器具の改修箇所の選定、施工計画の策定及び施工・施工管理の実施
 - ②関係諸法規を遵守しつつ、業務への支障や利用者への不便が生じないよう十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施
 - ③関係諸法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施
- (2) 既設照明器具の撤去、リサイクル廃棄処分
 - ①関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理の実施
 - ②撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について報告すること。

8. LED照明設備仕様

- (1) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品であること。
- (2) 光源（LED）寿命 40,000 時間以上の製品であること。
- (3) 選定する照明器具は、一般社団法人公共建築協会の評価名簿（電気設備機材等）に登録があり、販売実績及び国又は地方自治体において類似の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (4) 対象施設の照明は、昼白色系（色温度 5,000K）を基本とする。
- (5) LED 照明ランプ及び LED 照明器具は、ISO9001・ISO14001 認証を取得している製造工場生産されていること。
- (6) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (7) 本業務は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材による CO2 排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること。

9. 工事仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、職員・施設利用者等の安全対策については本市の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは本市に引き渡すものとし、その条件等については、別途、本市と協

議すること。

- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 提出書類
 - ① 工事完了届
 - ② 工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
 - ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等は、適法に処分したことが確認できる書類
- (7) 施工に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者（本市）と協議すること。

10. LED 照明の保証等

- (1) LED 照明の保証期間は5年間以上とし、交換費用も受注者において負担するものとする。ただし、延長の提案があった場合はその期間とする。なお、保証の始期は引き渡し日とする。
- (2) 非常用照明器具が一体となっているものについては、本工事の対象とする。
- (3) 保証期間内に LED 照明の不具合等が発生した時は、受注者の負担においてその原因の調査を行い、本市に不具合の責が認められない場合には、受注者の負担において迅速かつ適切に LED 照明等の取替え、代替及び修理等を行うこと。

11. 本設備の保証（無償修繕等）

- ①市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
- ②照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう設置箇所図作成等による管理体制を整備すること。
- ③市からの連絡受付体制を整備するものとし、市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は2日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- ④費用負担について
 - (ア) 事業者が費用負担する場合
 - ・本設備の製品として不具合による故障
 - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
 - (イ) 本市が費用負担する場合
 - ・対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害
 - (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する。
- ⑤修繕対応の実績を定期的に報告すること。

12. その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 業務に係る資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
- (3) 受注者は、施工した LED 照明の仮使用を認めること。
- (4) 提案内容は、契約事項となるため、確実に履行すること。
- (5) 地元事業者の活用として、既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、地元電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

登米市公共施設等のLED化事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

令和2年7月2日

訓令第15号

(設置)

第1条 市が実施する公共施設等のLED化事業公募型プロポーザルに関する応募者の提案を透明性、公平性及び公正性を確保して審査するため、登米市公共施設等のLED化事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 応募者及び企画提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (2) プロポーザルの評価及び契約候補者等の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) まちづくり推進部まちづくり推進課長
- (2) 市民生活部市民生活課長
- (3) 産業経済部産業総務課長
- (4) 建設部建設総務課長
- (5) 教育部教育総務課長

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公正及び公平に審査を行わなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、審査の過程において知り得た情報（市及び審査委員会が公表した情報を除く。）を公にしてはならない。第5条第3項の規定により出席した者も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長及び事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年7月2日から施行する。

登米市公共施設照明設備LED化事業プロポーザル審査基準

1 審査方法

- (1) プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等に基づき、参加者のプレゼンテーション及び審査委員のヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーションは40分以内（企画提案者からの説明は20分以内、質疑応答20分以内とする。）とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることにする。

事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の提出は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

- (2) 審査委員は、評価基準に基づき審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、評価における各審査委員の評価点の合計を、評価した審査委員数で除した平均点が最も高い企画提案者を優先交渉権者、優先交渉権者の次に平均点が高い企画提案者を次点交渉権者に選定する。ただし、評価点が60点未満の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者となり得ない。
- (4) 平均点が最も高い企画提案者又は優先交渉権者の次に平均点が高い企画提案者が複数存在した場合は、委員長を除く委員の多数決をもって決定する。なお、同数の場合は、委員長が決定する。

2 評価基準

- (1) 評価項目と配点は別紙のとおりとする。

(2) 評価方法

①企画提案書内容評価

- ・評価項目ごとに次の基準に基づいて評価を行う。

評価	基準	評価点
A	提案内容が優れている	配点×1.0
B	提案内容が満足である	配点×0.6
C	提案内容が劣っている	配点×0.2

②価格評価

- ・配点×（提案のあった最低見積額／提案者の見積額）